最終更新日：2019年6月27日
宝ホールディングス株式会社
代表取締役社長　木村 睦
問合せ先：IR部 TEL：075-241-5124
証券コード：2531
https://www.takara.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて 人間の健康的な暮らしと 生き生きとした 社会づくりに貢献します。」という企業理念のもと、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって社会への貢献を果たしています。

2011年に公表した10年間の長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」では、酒類・調味料事業を基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオをベースとし、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立することを目指しています。また、長期経営ビジョンを実現するための具体的な実行計画として策定した3カ年の「宝グループ中期経営計画2019」では、「海外売上高比率をさらに高めるとともに、国内外で抜け・モレのない商品と競争優位性をもった商品を多数もつことで、他社に勝てる分野を数多く築き上げ、どんな環境変化が起ころうとも収益を大きく伸長させることができるバランスのとれた事業基盤を確立する」という基本方針の下、売上高や営業利益、海外売上高比率といった業績目標のほか、成長投資と適切な株主還元の実施によりROEの向上を目指す方針を公表しております。具体的には、営業利益をベースとした「みなし配当性向30%*」を目安とした配当を行うとともに、自己株式の取得や政策保有株式の売却にも、状況に応じた機動的な対応を図ってまいります。

このように、長期経営ビジョンと中期経営計画を着実に実行し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を遂げるためには、株主、顧客、従業員、債権者、地域社会等のステークホルダーの立場をふまえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためのコーポレートガバナンス体制が必要であり、当社ウェブサイトに掲載の「宝ホールディングス　コーポレートガバナンスポリシー」に定める具体的方針に則って取り組んでまいります。

*みなし配当性向＝配当総額÷（連結営業利益×（1－法定実効税率））≒30%

（宝ホールディングス株式会社「コーポレート・ガバナンス」 https://ir.takara.co.jp/ja/Management_index/CorporateGovernance.html）

（注）当社グループの健康食品事業につきましては、2019年1月1日付でシオノギヘルスケア株式会社に譲渡・承継しております。
詳細につきましては、当社ウェブサイト（https://ir.takara.co.jp/）掲載の2018年9月20日付リリース「連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」をご参照願います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則4－1③ および補充原則4－3② および補充原則4－3③ 後継者計画・CEOの選解任手続き）

当社は、最高経営責任者等の選定および次世代の経営陣幹部の育成に関するプロセスの確立（後継者計画）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要課題と認識しております。現在、次世代の経営陣幹部育成策の一環としての研修プログラムを実施しておりますが、今後は、それらの充実に加え、最高経営責任者等に求められる要件・育成方針の策定や選解任の手続と、取締役会によるそれらの監督体制などについて、当社を取り巻く経営環境や当社の企業風土などもふまえて総合的に検討してまいります。

（原則4－2 取締役会の役割・責務（2）および 補充原則4－2① 自社株報酬制度）

当社は、経営上重要な案件については、社外役員も含めた取締役および監査役、執行役員等により構成される各種の会議において十分に議論を行い、その議論をふまえた上で、取締役会における決議、または経営陣幹部による最終的な意思決定を行うこととしております。

取締役の報酬については、株主総会の決議による固定報酬額および業績連動報酬額それぞれの総額限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定することとしております。取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と、役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績評価部分からなり、業績評価部分の取締役個々の業績評価は、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て行うこととしております。

なお、当社は現在中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブについては重要な経営課題であると認識しており、報酬全体の決定方法等も含め、今後も総合的に検討してまいります。

（補充原則4－8① および 補充原則4－8② 独立社外者のみの会合・筆頭独立社外取締役）

当社では、現在においても、独立社外取締役と監査役・監査役会との連携を図る一定の体制を整備しておりますが、独立社外取締役相互の情報交換・認識共有、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制のあり方について検討し、さらに適切な体制整備を図ることといたします。

（原則4－10 任意の仕組みの活用 および 補充原則4－10① 任意の諮問委員会）

当社では、経営陣幹部・取締役候補者の指名や報酬などについては、客観的指標とその他の定性的要素からなる一定の基準に照らして、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て評価を行い、その結果に基づいて取締役会に提案、決議しており、こうした現状の体制により、一定レベルにおいて取締役会の機能の独立性・客観性などが担保されていると考えております。

今後は、こうした取締役会の独立性・客観性などをさらに強化することについて、必要に応じて任意の仕組みのあり方も含めて検討してまいります。

（原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件・取締役会の多様性の確保）

当社は、次項【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】（原則3－1）に記載の経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名に関する基準を満たす者の中から、それぞれの能力・知識・経験・専門性などをふまえ、業務執行の相互の補完と取締役会の監督機能強化の観点から最もふさわしいと考えられる人物を、その年齢・性別・国籍等にとらわれることなく取締役に選任することとしており、これにより、取締役会全体と

して必要な多様性を確保していると考えております。現在は、取締役9名中3名が社外取締役であり、社外取締役の2名が女性です。また、監査役には財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、うち2名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1－4　政策保有株式）
当社グループでは、当社のグループ会社も含め、各社の関係先企業の株式を保有することがあります。株式の政策保有の方針としては、業務提携、取引の維持および強化など保有目的および便益やリスクをふまえた保有の合理性を各社の取締役会が認めた場合のみとし、当社取締役会は毎年定期的に、個々の保有株式について、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを精査し、継続保有の適否を検証し、検証結果を開示します。保有の経済合理性が認められない株式については、相手先企業との協議を経た上で適時売却することにより、政策保有株式を縮減していく方針です。一方、当社の株式を政策保有している会社（政策保有株主）から当社株式の売却等の意向が示された場合にはその意向を尊重することとしております。また、各社は、株式を保有する企業の議決権の行使にあたっては、原則的にすべての議案を精査した上で、業績が一定期間低迷している場合、経営戦略や財務戦略で株主利益を損なうと認められる場合、違法行為または反社会的行為が認められる場合等には反対するなど、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社グループおよび投資先企業の株主共同の利益に資するか否かを総合的に判断し、適切に行使することとしております。
なお、政策保有株式の保有の適否に関する検証結果については、当社ウェブサイト「コーポレートガバナンス」等で開示しております。

（原則1－7　関連当事者間の取引）
当社では、毎年定期的に各役員に対して、関連当事者間取引に関する確認書の提出を求め、役員およびその近親者個人、またはそれらの者が過半数の議決権を有し、もしくは代表者となっている会社等との取引の有無を把握することとしております。また、取締役の競業取引および利益相反取引については、法令および取締役会規則に従い、取締役会の承認を受けて実施するとともに、事後遅滞なく、その結果を取締役会に報告することとしております。

（原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、規約に基づく確定給付企業年金を運営しております。確定給付企業年金の積立金の運用にあたっては、基本方針および運用指針により中長期的な観点から政策的資産構成割合を定めてこれを運用機関に提示するとともに、運用機関による運用状況を定期的にモニタリングした上で必要に応じて見直すこととしております。また、企業年金の事務に従事する者については、その知識および経験の観点に配慮して配置することとしております。なお、年金資産の一部として有している株式の議決権行使については運用委託先の判断基準によることとしており、利益相反に該当する事項はありません。

（原則3－1　情報開示の充実）
当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり開示し、情報発信を行うこととしております。

（ⅰ）企業理念や経営計画等については、当社ウェブサイト、統合報告書、決算説明会資料、有価証券報告書、適時開示、ニュースリリース等により開示しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書、当社ウェブサイト等で開示しております。
（ⅲ）取締役の報酬に関する方針と手続については、有価証券報告書等で開示しております。
（ⅳ）経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続については、以下に記載のとおりです。

＜経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続＞
1．経営陣幹部の選解任および取締役候補者の指名については、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議しております。
（1）経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名
・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
・社内取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。
（2）経営陣幹部の解任
・法令または定款その他社内規程に違反し、当社に多大な損失または業務上の著しい支障を生じさせたと認められること。
・その職務執行に著しい支障が生じたものと認められること。
・反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係が認められること。
・上記（1）の選任基準の各要件を欠くことが明らかであると認められること。

（ⅴ）取締役候補および監査役候補個々の指名理由については、株主総会招集通知で開示することとしております。
・情報開示にあたっては、法令に基づく開示も含め、当社取締役会の考え方に基づき、すべてのステークホルダーが正確に内容を理解できるよう、明確かつ平易な記載とすべく努めることとしております。また、海外投資家等の比率もふまえ、必要に応じて英語での情報開示を行うこととしております。

（補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲）
当社は、取締役会規則において主として次の事項を取締役会決議事項として定め、決議事項に該当しない事項を経営陣（代表取締役・業務執行取締役等）に委任することとしております。
ⅰ）当社および当社グループの経営の基本方針
ⅱ）長期および中期の経営計画ならびに年度予算
ⅲ）株主総会提案議案
ⅳ）重要な財産の処分および譲受け等の会社法所定の重要な業務執行のうち、具体的な金額等の基準に該当する事項
ⅴ）その他法令または定款に定める事項ならびに当社グループの運営・業務・財政状態および経営成績等に影響を与える重要事項の決定

（原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社における独立社外取締役の独立性判断基準については、本報告書「Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項　【独立役員関係】その他独立役員に関する事項＜社外役員の独立性判断基準＞」に記載のとおりです。

（補充原則4－11①　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
当社は、前述の＜経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続＞「（1）経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名」に記載した基準を満たす者の中から、それぞれの能力・知識・経験・専門性などをふまえ、業務執行の相互の補完と取締役会の監督機能強化

の観点から最もふさわしいと考えられる人物を、その年齢・性別・国籍等にとらわれることなく取締役に選任することとしており、これにより、取締役会全体として必要な多様性を確保していると考えております。現在は、取締役9名中3名が社外取締役であり、社外取締役の2名が女性です。また、監査役には財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、うち2名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しています。

（補充原則4－11②　社外取締役・社外監査役の兼任状況）
当社は、現在、社外取締役3名、社外監査役3名を選任していますが、他の上場会社の役員との兼任は最大2社までにとどまっており、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間は確保できております。なお、社外取締役および社外監査役の兼任状況については、本報告書「Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】および【監査役関係】の[会社との関係（2）]」に記載のとおりです。

（補充原則4－11③　取締役会の実効性についての分析・評価）
当社では、取締役会の実効性についてその運営面を中心として評価を行っております。その概要については、当社ウェブサイト「コーポレートガバナンス」等で開示しております。

（補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
取締役・監査役のトレーニング方針は以下のとおりです。
＜取締役・監査役のトレーニング方針＞
当社においては、期待される役割・責務を適切に果たすために必要となるレベルの知見を有する者が取締役および監査役として就任しており、また、その就任後においても、個々が必要な知識の習得などの研鑽に努めることとしておりますが、その役割・責務にかかる理解をより一層深めることを目的として、以下のとおり取締役・監査役のトレーニングに関する方針を定めております。

1．取締役・監査役の経験・知見等に応じ、次に関する研修・知識習得の機会の提供および斡旋ならびにそれらに要する費用の支援を行う。
（1）財務・会計・税務、コーポレートファイナンス
（2）会社法・金融商品取引法関連法令、コーポレートガバナンス

2．毎年1回、外部講師を招聘した「コンプライアンス・トップセミナー」を実施する。

3．社外取締役および社外監査役に対しては、新任時に会社の事業・財務・組織等に関する情報の提供や工場等の施設見学を行うことに加え、その後も、監査役による業務執行取締役のヒアリングや事業場の往査に同席・同行するなど、その役割と責務を果たす上で必要となる知識の習得についての支援を定期的に行う。

（原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主、投資家からの対話（面談）の申し込みに対しては、合理的な範囲で前向きな対応に努めるとともに、＜株主との建設的な対話に関する基本方針＞を定め、株主との建設的な対話を促進するための体制の整備に努めることとしております。

＜株主との建設的な対話に関する基本方針＞
当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、株主との建設的な対話（面談）に臨みます。
・機関投資家に対してはIR部、個人株主に対しては総務部を窓口としており、それぞれの担当役員が統括し、体制の整備に努めます。
・株主からの面談の希望に対しては、株主の属性、当社株式の保有状況、面談を希望する趣旨等をふまえた上で、可能な範囲で該当部署の担当役員が対応します。
・株主との窓口となるIR部と総務部には、会議等を通して、株主との建設的な対話に必要な情報が全て伝わる体制を整備しています。
・株主との対話の手段として、個別の面談、機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会、電話やウェブサイトを通じた問い合わせへの対応など、その充実に努めます。
・対話によって得られた株主の意見等は、必要に応じて、取締役会などでの報告や関係者間の適宜の連絡などの手段でフィードバックします。
・当社は上記の対話の場を通じてインサイダー情報を伝達することは一切なく、担当者にはそのための教育および研修を徹底します。万一、故意と過失とを問わずインサイダー情報の漏洩があった場合には、その場で相手方にその旨を伝えるとともに、速やかに所定の手続に従って開示を行います。

上記を含む、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方や取り組み状況については、当社ウェブサイトに掲載の「宝ホールディングス　コーポレートガバナンスポリシー」に記載しております。
（宝ホールディングス株式会社「コーポレート・ガバナンス」 https://ir.takara.co.jp/ja/Management_index/CorporateGovernance.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,065,000	14.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,395,244	9.72
株式会社みずほ銀行	9,738,000	4.88
農林中央金庫	9,500,000	4.76
明治安田生命保険相互会社	5,370,000	2.69
株式会社京都銀行	5,000,000	2.50
国分グループ本社株式会社	3,489,500	1.75
宝グループ社員持株会	3,067,924	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,049,200	1.53
日本アルコール販売株式会社	3,000,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注1)所有株式数の割合は、自己株式(2,069,706株)を控除して計算しております。

(注2)2018年10月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社が2018年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(保有株券等の数, 株券等保有割合)】
野村證券株式会社(103,210株, 0.05%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)(520,145株, 0.26%)
野村アセットマネジメント株式会(14,204,100株, 7.04%)

(注3)2018年12月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2018年12月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(保有株券等の数, 株券等保有割合)】
三菱UFJ信託銀行株式会社(5,298,400株, 2.63%)
三菱UFJ国際投信株式会社(3,395,700株, 1.68%)

(注4)2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(保有株券等の数, 株券等保有割合)】
三井住友信託銀行株式会社(2,753,000株, 1.36%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(3,797,300株, 1.88%)
日興アセットマネジメント株式会社(6,989,800株, 3.47%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

【当社の上場子会社タカラバイオ株式会社について】

2019年6月27日現在(以下、「提出日現在」)、当社は、タカラバイオ株式会社(東証一部、コード番号4974)の議決権の60.92%を所有する親会社であります。当社と同社の関係は以下のとおりであります。

(1) 当社グループにおけるタカラバイオ株式会社の位置づけ
タカラバイオ株式会社は、2002年4月1日に、物的分割の方法により当社の100%子会社として設立いたしました。その後、当社の議決権所有比率は、同社による第三者割当増資、公募増資、新株予約権付社債の発行などにより、現在の議決権所有比率となっております。
提出日現在、当社グループは、持株会社である当社、子会社60社および関連会社2社で構成され、その中でタカラバイオ株式会社はバイオテクノロジー専業の事業子会社として位置づけ、当社グループとしてバイオ事業を推進しております。

(2) 当社のグループ会社管理について

当社は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることにあります。タカラバイオ株式会社についても同規程を適用しており、同社の取締役会において決議された事項等の報告を受けておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求めておらず、同社が独自に事業運営を行っております。

また当社は、「グループ戦略会議」、「タカラバイオ連絡会議」等の会議体を設けており、必要に応じてタカラバイオ株式会社の代表取締役、役員、執行役員等の出席を求めておりますが、これらの会議体は、グループ全体の方針についての討議や、グループ会社間の報告を目的としたものであり、同社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

また、当社とタカラバイオ株式会社との間には、提出日現在、下記のとおり役員の兼務関係があります。

大宮 久（当社代表取締役会長兼タカラバイオ株式会社取締役会長）
仲尾 功一（当社取締役兼タカラバイオ株式会社代表取締役社長）

なお、上記の兼務関係は、大宮久氏はタカラバイオ株式会社設立以前において、当社の取締役としてバイオ部門の経営にも従事して培った経験・知識が同社にとって有用であるとの判断から同社により招聘されたものであり、また、仲尾功一氏については、当社の持株会社体制における連結経営上の考えから当社が招聘したものであり、当社がタカラバイオ株式会社を支配することを目的としたものではありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　寿彦	税理士											
友常　理子(戸籍上の氏名 ： 井﨑　理子)	弁護士											
川上　智子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　寿彦	○	吉田寿彦税理士事務所　税理士 を兼任しております。	国税庁等において要職を歴任しており、その幅広い見識ならびに税務に関する豊富な経験と実績が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

友常　理子(戸籍上の氏名：井﨑　理子)	○	田辺総合法律事務所　パートナー 自衛隊員倫理審査会　委員 を兼任しております。	弁護士として、その幅広い見識ならびに企業法務等に関する豊富な経験と実績が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」(後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
川上　智子	○	早稲田大学大学院　商学学術院　経営管理研究科　教授 を兼任しております。	早稲田大学等において長年にわたり経営学およびマーケティング等に関する研究活動に携わっており、その幅広い見識ならびに豊富な経験と実績が、当社の経営体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」(後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照)により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役、会計監査人および内部監査部門(監査部)は、監査計画・監査方針・監査実施状況に関して定期的に情報・意見交換、協議を行うほか、うち2者もしくは3者で同行監査を行うなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山中　俊人	他の会社の出身者							△						
三枝　智之	他の会社の出身者							△						
北井 久美子	弁護士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山中　俊人		―――	株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行において要職を歴任しており、その幅広い見識ならびに金融機関における長年の業務経験と実績が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。なお、同氏は、当社の事業報告において「主要な借入先」として記載している株式会社みずほ銀行（ただし、借入額は当社の連結総資産の2%未満）の業務執行者であったことがありますが、これ以外に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照）に抵触する事項はありません。
三枝　智之		―――	農林中央金庫において要職を歴任しており、その幅広い見識ならびに金融機関における長年の業務経験と実績が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。なお、同氏は、当社の事業報告において「主要な借入先」として記載している農林中央金庫（ただし、借入額は当社の連結総資産の2%未満）の業務執行者等であったことがありますが、これ以外に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照）に抵触する事項はありません。
北井 久美子	○	大崎電気工業株式会社　社外監査役 勝どき法律事務所　弁護士 を兼任しております。	労働省入省後、静岡県副知事を務めたことがあり、その後も厚生労働省等において要職を歴任しており、その幅広い見識ならびにこれまでの豊富な職歴による経験と実績が、当社の監査体制の一層の充実に反映されると判断したからであります。また、同氏に関しては、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」（後記【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」参照）により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を備えた者であると判断しております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社における社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準は次のとおりであります。

＜社外役員の独立性判断基準＞
当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1．現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。

当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。

2．現在および過去5年間において、次のすべての要件を満たすこと。

（1）当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
（2）当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。

(3)当社グループの主要な取引先である者(当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者でないこと。
(4)当社グループを主要な取引先とする者(当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者でないこと。
(5)当社グループの主要な借入先(当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。)またはその業務執行者でないこと。
(6)当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者(法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者)でないこと。
(7)当社グループの会計監査人(法人であるときはそれに所属して業務を執行する者)でないこと。
(8)当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者(法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者)でないこと。
(9)社外役員の相互就任関係(当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。)となる会社の業務執行者でないこと。
(10)近親者(配偶者または二親等内の親族をいう。)が、当社グループの業務執行者(使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限る。)でなく、かつ、上記(1)から(9)までに掲げる者(会社の業務執行者のうち使用人にあっては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあっては重要な業務を執行する者に限る。)でないこと。

3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

なお、北井久美子氏は、2014年6月までTMI総合法律事務所の顧問弁護士でありました。当社は、同法律事務所の他の弁護士に対して企業法務に関する法律相談等をすることがありますが、同法律事務所との間で顧問契約は締結しておらず、かつ、当該相談等の頻度も低く、同法律事務所と当社との間の取引の規模は僅少なものであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【2019年3月期にかかる報酬等の総額】

報酬等の総額　　取締役　12名　206百万円(うち社外取締役 3名 13百万円)
(うち固定報酬額　　取締役　12名　113百万円(うち社外取締役 3名 13百万円))
(うち業績連動報酬額　取締役　9名　93百万円(社外取締役以外の取締役を対象))

(注1)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
(注2)当事業年度末時点における取締役は社外取締役を除き7名であります。上記の員数と相違しておりますのは、上記には、2018年6月28日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)が含まれているためであります。
(注3)業績連動報酬の決定にかかる主たる評価指標である連結営業利益の実績値等については次のとおりであります。

2017年3月期　実績値　　13,551百万円
2018年3月期　当初予想値 14,000百万円
2018年3月期　実績値　　15,612百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額の決定方針の内容およびその決定方法等
取締役の報酬は、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき、取締役については取締役会から授権を受けた代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て決定しております。なお、「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議を経るものとしております。
社内取締役の報酬額は、役位および役割に応じた固定報酬と業績連動報酬とで構成しており、社外取締役の報酬額は、固定報酬のみとしております。

(2) 社内取締役の業績連動報酬の決定方針の内容およびその決定方法等
社内取締役個々の業績連動報酬は、前事業年度の業績連動報酬の支給額と各々の前事業年度の業績評価点数をもとに、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て決定しております。
前事業年度の業績評価点数は、連結営業利益を主たる評価指標として算定しております。これは、連結営業利益を最も重視すべき経営指標として位置付けているためであります。

(3) 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日およびその決議の内容
取締役の報酬限度額は、固定報酬額については、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において年額136百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)、業績連動報酬額(社外取締役以外の取締役を対象)については、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において年間につき前事業年度の連結営業利益の1%相当額以内(ただし、これらの額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対しては、その就任時に各事業の主要部門長からの説明、工場巡視等、当社を理解するうえで必要な情報収集の機会を設けるとともに、取締役会およびその他当社グループの重要会議の招集にあたり、必要に応じて事前に議案および資料を送付し、総務部や関連部門より補足説明などを行い、特に重要事項については担当取締役や担当部門長から説明を行い、職務の執行が適正に行えるような体制としております。
また、社外監査役の業務遂行にあたっては、必要に応じて社内監査役や内部監査部門(監査部)からの説明の機会を設けており、社内監査役と理解度に差が生じないようにサポートできる体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
柿本敏男	相談役	経済団体活動等の対外活動など	必要に応じて勤務、報酬有	2018/6/28	2019年6月27日から最長4年(内規による)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

相談役等に関する内規は取締役会決議に基づき制定しております。また、相談役の選定についても取締役会決議事項としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状の体制の概要
当社は、監査役設置会社であります。提出日現在、監査役は5名であり、うち3名は社外監査役であります。取締役は9名(定款に定める定数は10名以内)であり、うち3名は社外取締役であります。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。
当社は持株会社として、グループ会社の管理に関する必要な事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、各社の事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けることとしております。
なお、当社では、業務執行上の意思決定および情報提供が適切かつ迅速に行われることを目的として、次の会議体を設置し、運営しております。

a. 当社グループのグループ経営全体に関わる重要事項の協議、グループ各社の業績レビュー、ならびに活動状況の報告を行う「グループ戦略会議」を原則として年6回以上開催しております。

b. 宝酒造株式会社および宝酒造インターナショナル株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「宝酒造戦略会議」および「宝酒造インターナショナル戦略会議」を原則として毎月1回開催しております。また、上場子会社であるタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての報告および活動状況の報告を行う「タカラバイオ連絡会議」を原則として毎月1回開催しております。さらにその他の子会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「戦略会議」や「協議連絡会議」を各社ごとにそれぞれ原則として年4回開催しております。

また、当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。また、同法第427条第1項の規定による定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間に、「責任の限度額を会社法第425条第1項各号の額の合計額とする」旨の責任限定契約を締結しております。

(2)監査の状況
①監査役監査の状況
当社における監査役会は、社内監査役2名、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産および重要書類の調査ならびに必要に応じて担当取締役および担当者への聞き取り調査等を実施し、これらを通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。
なお、常勤監査役 山中俊人および三枝智之の両氏は、ともに金融機関での長年の業務経験その他を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

②内部監査の状況
当社における内部監査は、被監査部門から独立した監査部を設置し、6名体制で、「内部監査規程」に基づく業務監査、会計監査、および内部統制監査を実施し、必要な対策を講じることにより、職務執行の適正確保に努めております。
監査部、監査役会および会計監査人は、監査計画・監査方針・監査実施状況に関して定期的に情報・意見交換、協議を行う等、相互連携を図っております。また、監査部および各監査役は、内部統制関連の会議への出席や総務部、経理・シェアードサービス部等の内部統制関連部門へのヒアリング等を通じて必要な情報を得ており、会計監査人も必要に応じてこれらの内部統制関連部門に対してヒアリングを行うことにより、それぞれ実効性のある監査を実施しております。

③会計監査の状況
イ)監査法人の名称
有限責任監査法人トーマツ

ロ)業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 山口弘志
指定有限責任社員 下井田晶代

ハ)監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

ニ)監査法人の選定方針と理由
当社が監査法人を選定するに当たっては、監査法人の独立性等の適格性、品質管理体制、監査チームの独立性・専門性、監査計画、監査報酬、グローバルな監査体制や監査活動の状況などを総合的に勘案しております。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。
また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定することといたします。

ホ)監査役及び監査役会による監査法人の評価
当社監査役及び監査役会は、会計監査人との定期的な協議会等で監査計画、監査職務執行状況を確認し、会社計算規則第131条の会計監査人の職務の遂行に関する事項の説明を受けるとともに、経理・シェアードサービス部、監査部に対し会計監査人の職務執行状況に関するヒアリングを実施しております。そのうえで、監査役会で決議された「会計監査人の評価基準」に基づいて監査法人の独立性等の適格性、品質管理体制の適切性、監査チームの独立性・専門性等の適切性、監査計画の相当性、監査報酬の適切性、グローバルな監査状況や当社とのコミュニケーション等の監査活動の相当性などを評価し、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に該当していないか総合的に判断しております。

④監査報酬の内容等
「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)ⅰからⅲの規定に経過措置を適用しております。
イ)監査公認会計士等に対する報酬(a:監査証明業務に基づく報酬, b:非監査業務に基づく報酬)

提出会社	(前連結会計年度)	a 70百万円	b 29百万円	(当連結会計年度)	a 57百万円 b 13百万円
連結子会社	(前連結会計年度)	a 55百万円	b 2百万円	(当連結会計年度)	a 55百万円 b ―
計	(前連結会計年度)	a 125百万円	b 31百万円	(当連結会計年度)	a 113百万円 b 13百万円

※前連結会計年度および当連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、海外子会社の内部統制報告制度対応に関する助言サービス等に係る業務であります。

ロ)その他重要な報酬の内容
当連結会計年度において、当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している監査法人等に対して支払った報酬等の額は207百万円(前連結会計年度266百万円)であります。

ハ)監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

ニ)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査内容、職務執行状況および監査報酬の推移等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1) 現状の体制を採用している理由

当社は持株会社としてグループ経営を行うにあたり、各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験を持つ取締役が経営の意思決定を行い業務を監督するとともに、株主を含むすべてのステークホルダーの視点に立脚する幅広い見識をもった独立性の高い社外取締役および社外監査役が、監査役会を構成する他の監査役と連携し、業務の執行の監督および監査に関与する現状の監査役設置会社の体制が、経営に対する適切な監督および監査を可能にするものであり、当社のガバナンス体制として最適であると考えております。

(2) 社外取締役および社外監査役の機能と役割

社外取締役は、取締役会に出席するほか、各種経営会議にも適宜出席し、より客観的な立場から、その経験や知識と幅広い見識等に裏付けられた発言を行う等、当社の取締役会としての業務執行監督機能のより一層の充実に貢献しております。また、監査部、監査役会および会計監査人との間で必要に応じて適宜情報交換・意見交換を行う等の相互連携を図るとともに、取締役会の一員として、内部統制関連部門の報告等に対して必要に応じて意見・助言等を述べること等により、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は、取締役会および監査役会に出席するほか、各種経営会議にも適宜出席し、より客観的な立場から、その経験や知識と幅広い見識等に裏付けられた発言を行う等、当社の監査役の機能のより一層の充実に貢献しております。また、監査役会の一員として、監査部および会計監査人との間で必要に応じて適宜情報交換・意見交換を行う等の相互連携を図るとともに、内部統制関連部門の報告等に対して必要に応じて意見等を述べること等により、適正な業務執行の確保を図っております。

また、当社の社外取締役および社外監査役の選任状況は、当社の企業統治における重要な機能および役割を果たす上において適切であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文を、和文と同日に当社ウェブサイトで公開しております。
その他	株主総会招集通知およびインターネット開示事項を、招集通知発送前に当社ウェブサイト「IR情報」の中の「株式・債券情報」に掲載しております。 （ https://ir.takara.co.jp/ja/Stock_index.html ）

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「IR情報」の中の「ディスクロージャーポリシー」に掲載しております。 （https://ir.takara.co.jp/ja/Disclosure.html）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社を中心に、年に数回程度の個人投資家向け会社説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年半期に1回（5月、11月）アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。直近の開催といたしましては、2019年5月16日に決算説明会を開催いたしました。実施内容は、当社の代表取締役社長およびIR担当役員による決算説明、事業計画説明、質疑応答などで、アナリスト、機関投資家など約80名の参加がありました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR情報」には、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、統合報告書、インベスターズガイド、「宝ホールディングス コーポレートガバナンスポリシー」、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知などの株主、投資者向け情報を掲載しております。 （ https://ir.takara.co.jp/）	
IRに関する部署（担当者）の設置	（IR担当部署名）IR部 （IR担当役員）取締役 森 圭助 （IR事務連絡責任者）IR部長 掛見 卓也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイトに掲載の「宝ホールディングス　コーポレートガバナンスポリシー」において、ステークホルダーとの適切な協働とその権利・立場の尊重に関する方針を示しております。 （ https://ir.takara.co.jp/ja/Management_index/CorporateGovernance.html）

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「宝グループ環境方針」の下、地球環境の保全と事業活動の調和を目指しております。 1985年に設立した公益信託「タカラ・ハーモニストファンド」では、日本の森林・草原や水辺の自然環境を守る活動、そこに生息する生物を保護するための研究などへの助成を毎年行っております。 また、次世代を担う子どもたちに自然環境や生物多様性を守ることの大切さや自然の恵みのありがたさを伝える「宝酒造田んぼの学校」や、ごみ問題の現状やごみを減らす方法について学ぶ「宝酒造　エコの学校」を開校しています。 このほか、事業活動と関係が深い空容器問題への対応や、CO2排出量・水使用量の削減などに取り組んでおり、こうした活動について、統合報告書「宝グループレポート」の中で公開しております。 （ https://ir.takara.co.jp/ja/Library_index/AnnualReport.html）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ウェブサイト「IR情報」の中の「ディスクロージャーポリシー」に情報開示の基本方針を掲載しております。 （ https://ir.takara.co.jp/ja/Disclosure.html） また、同じく「宝ホールディングス　コーポレートガバナンスポリシー」において、適切な情報開示と透明性の確保に関する方針を示しております。 （ https://ir.takara.co.jp/ja/Management_index/CorporateGovernance.html）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づく「業務の適正を確保するための体制」につき、2018年4月25日開催の取締役会で以下のとおり決議し、体制を整備しております。

a. 当企業集団の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当企業集団」という）では、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとする。
そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、当企業集団全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、運営する。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「宝グループコンプライアンス行動指針」を制定し、当企業集団の役員・社員のひとりひとりは、この指針に基づき、日常の業務活動を行うこととする。

1 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
2 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切にした生命科学の発展に貢献する。
3 この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。
4 就業規則を遵守し、就業規則に違反するような不正または不誠実な行為は行わない。
5 常に公私のけじめをつけ、会社の資産・情報や業務上の権限・立場を利用しての個人的な利益は追求しない。

b. 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ)「宝グループコンプライアンス行動指針」により、当企業集団の役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じて当企業集団の役員・社員を教育する。
ロ)反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然と対応し、一切の関係を持たないこととする。
ハ)役員・社員が当企業集団の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。
ニ)「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。
ホ)当企業集団では、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

c. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制ならびに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ)「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備・運用する。
ロ）個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備・運用する。
ハ）当社と子会社との関係に関する「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けることとする。

d. 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ)「コンプライアンス委員会」が当企業集団の「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他当企業集団を取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。
ロ）緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「宝グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

e. 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）当企業集団における業務執行上の意思決定および情報提供が適正かつ迅速に行われることを目的として、次の会議体を設置し、運営する。
1 当企業集団のグループ経営全体に関わる重要事項の協議、グループ各社の業績レビュー、ならびに活動状況の報告を行う「グループ戦略会議」を原則として年6回以上開催する。
2 宝酒造株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「宝酒造戦略会議」を原則として毎月1回開催する。
3 宝酒造インターナショナル株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「宝酒造インターナショナル戦略会議」を原則として毎月1回開催する。
4 タカラバイオ株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての報告および活動状況の報告を行う「タカラバイオ連絡会議」を原則として毎月1回開催する。
5 その他の子会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「戦略会議」や「協議連絡会議」を各社ごとにそれぞれ原則として年4回開催する。
ロ）社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備・運用する。
ハ）取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。
ニ）内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ）監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性が確保される体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

g. 監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

イ）監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会およびグループ戦略会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧する。また、必要に応じて、各子会社の戦略会議・連絡会議等の重要な会議への出席その他の方法により、当企業集団内の取締役および使用人に説明を求める。
ロ）取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。
ハ）監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を行うことを禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。

h. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ）監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払その他の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
ロ）監査役は、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門と緊密な連携を保持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「宝グループコンプライアンス行動指針」により、宝グループの役員・社員の一人ひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育しております。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしております。
なお、「宝グループコンプライアンス行動指針」には、以下のとおり「反社会的勢力との関係断絶」に関する基本方針を定めています。

『宝グループは、総会屋、暴力団など反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。不当な要求を受けた場合でも、毅然とした態度で接し、金品を渡すことによる解決を図りません。反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。（私たちは、違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。そして、会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。）』

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」を導入しておりましたが、2019年6月27日開催の当社第108回定時株主総会の終結時をもって廃止いたしました。
なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、当社ウェブサイト「経営方針」の中に掲載しております。（https://ir.takara.co.jp/ja/Management_index/Policy.html）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1) 会社情報の適時開示に係る基本姿勢
当社および当社グループ会社は、金融商品取引法等の法令ならびに金融商品取引所の定める有価証券上場規程および同施行規則（以下「適時開示規則」）等を遵守し、社内規程「重要情報等開示規程」に定める重要情報等の開示に係る社内体制を維持し、適時、適正かつ公平な情報開示を行うことにより、当社の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得るよう努めております。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制
＜情報収集＞
<1> 当社各部門の部長または室長は、担当業務に関連して当社グループに関する適時開示情報に該当する、あるいは該当しないことが明らかでない重要情報を知ったときは、当該情報をIR部へ集約することとしております。
<2> グループ会社の開示情報担当者（社長または当該会社の社長が指名したときはその者）は、「グループ会社管理規程」および「グループの重要事項の取扱いに関する規程」に基づく各グループ会社からの報告に加え、「会議体規程」に定める経営会議体での協議、連絡によりIR部へ重要情報を集約することとしております。
<3> 当社各部門の部長または室長およびグループ会社の開示情報担当者は、事故または災害の発生等の緊急事態を知ったときは、「緊急時対応マニュアル」に基づき当該情報を総務部に集約することとしております。
<4> 上場子会社グループの開示情報担当者は、上場子会社における情報開示方針に則り、重要情報の収集、検討、決定、開示を行い、そのうちの適時開示情報については、開示決定後速やかに、当社IR部へ報告することとしております。

＜適時開示の検討＞
<1> IR担当取締役は、前記のとおり収集された重要情報について、適時開示の要否、開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を検討、判断し、適時開示の決定を行う機関等に上程することとしております。
<2>「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報は、緊急対策本部において情報開示についての検討、判断を行うこととしております。

＜適時開示の決定＞
<1> 適時開示の決定は代表取締役社長が行うものとし、代表取締役社長に事故があるときは、その他の代表取締役が行うものとしております。IR担当取締役は、適時開示決定後速やかに、緊急時等やむを得ない事情がある場合は開示後遅滞なく、当社全取締役、監査役に開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を報告することとしております。
<2>「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報の適時開示の決定は、上記<1>と同様としております。

＜適時開示＞
前記のとおり適時開示が決定された適時開示情報は、IR担当取締役が金融商品取引所の定める適時開示規則に則り開示手続を行うこととしております。また、IR担当取締役の判断により必要な場合は、当該情報を当社のウェブサイトに掲載するほか、報道機関への公表を行うこととしております。

なお、適時開示情報を含む重要情報と開示方法の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております「宝ホールディングス　ディスクロージャー・ポリシー」をご覧ください。（https://ir.takara.co.jp/ja/Disclosure.html）

【参考資料①:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

（2019年6月27日現在）

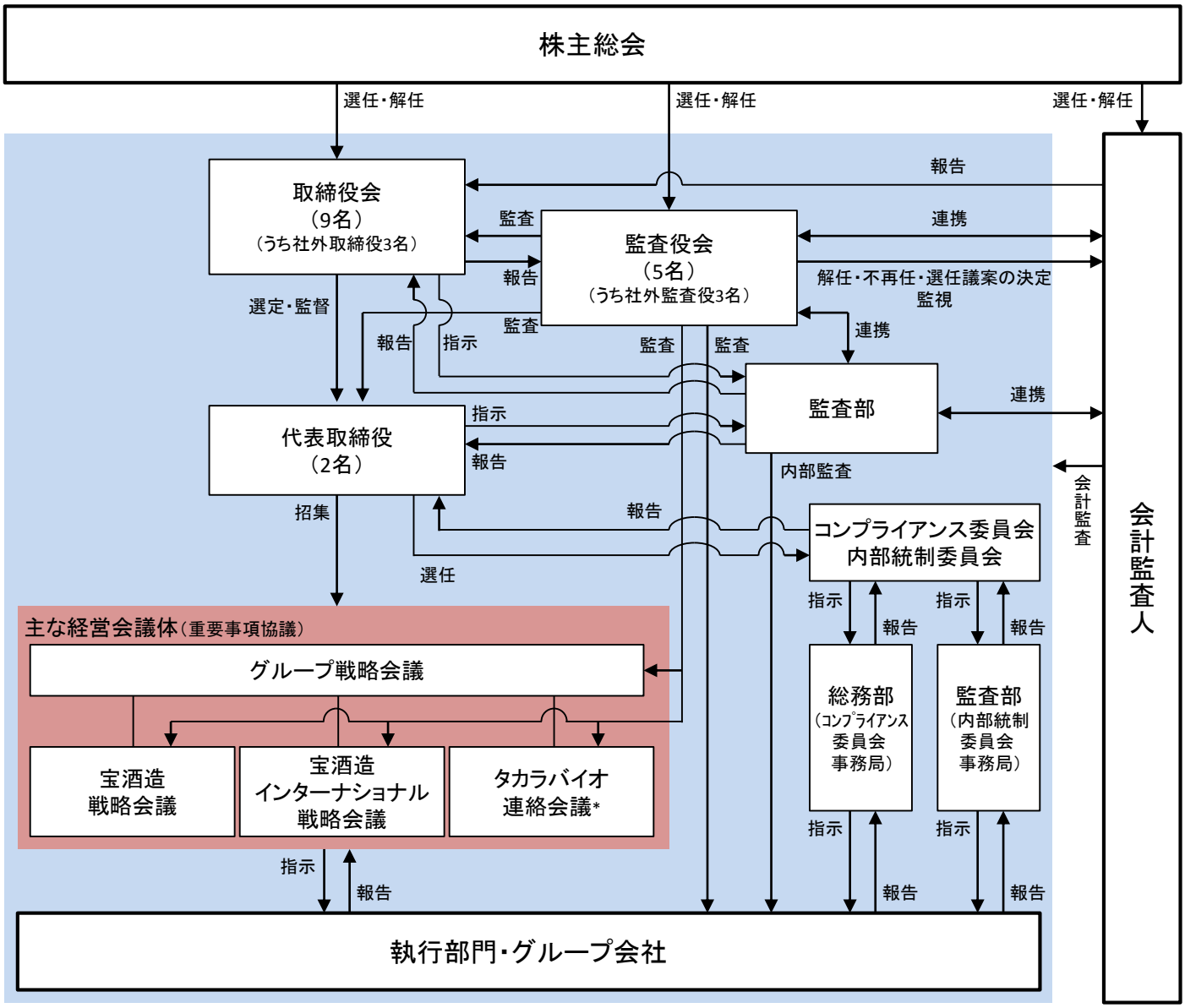

* タカラバイオ連絡会議は、タカラバイオ株式会社の業績・活動状況等の報告を目的としたものであり、同社の取締役会決議事項の事前承認等は求めておらず、同社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

【参考資料②:会社情報の開示に係る社内体制の概略図】

